

# 「遺言」あなたの気持ち

私が法学部の学生だったころの話です。偶然、私のタンスに隠されていた母の遺言を発見しました。内容は、おおむね「財産はない。兄弟仲良く生活すること」というものでした。

しかし、これではいざというときに役に立ちません。母の場合、預貯金があるのに、財産はないと書いてありました(その程度の預



## 弁護士 本間 由也さん

貯金ということですが)。また、その財産を「仲良く」どう分けるかについては、一切書いてありませんでした。

そのため、この遺言では兄弟間の紛争を招くこともあると考え、法律に従って財産を分けるような内容の遺言を書こうとアドバイスをしました。

これは思い出話ですが、自分の死後について、母のような気持ち

を持っている方もいるのではないのでしょうか。

遺産の紛争には、故人の気持ちをめぐり対立しているものもあります。「遺言」は、そんな紛争を予防することができます。遺言は、残された家族に対して、自分の素直な気持ちを伝えることができます。

残された家族が仲良く暮らすためにも、あなたの気持ちを具体的な「遺言」として表現してみてもよいのではないのでしょうか。弁護士は、そんな家族への気持ちを、法律という枠組みを使って遺言として表現をお手伝いもいたします。

ちなみに、母は現在でも元気です。遺言は長生きの秘訣かもしれませんね。

(法テラス西郷法律事務所)

